

## 那賀町鷲敷野外活動センター指定管理者募集要項

令和4年度より那賀町鷲敷野外活動センターについて、適正な管理運営と青少年等の心身の健全な育成を図るため次のとおり指定管理者を募集します。

### 1. 施設の概要

施設の名称: 那賀町鷲敷野外活動センター

施設の所在地: 那賀郡那賀町百合字松の木 178 番地

延床面積: 管理棟 631 m<sup>2</sup> 木造 1 階建て

宿泊棟 658 m<sup>2</sup> 木造 2 階建て

管理棟: 事務室、大研修室(フローリング)、研修室(和室:6・8・21 畳)各 1 部屋、厨房、食堂等

宿泊棟: 1 階 浴室、シャワー室 各階 洋室(4 人部屋)×6 室 和室(6 畳)×1 室 等

バーベキューサイト、テントサイト、屋外トイレ 2 か所、太陽光発電システム等あり

### 2. 業務の範囲

指定管理者が行う業務範囲は次のとおりとします。

- (1) 施設、付属設備及び備品の維持管理に関すること
- (2) 施設の利用に関すること
- (3) 利用者の安全確保に関すること
- (4) 個人情報の保護に関すること
- (5) 事業報告書に関すること
- (6) その他管理運営に関すること

### 3. 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

※上記期間を基本しますが、審査委員会の判断により、1年から5年までの年度単位で期間を指定することがあります。

※指定期間を含め、那賀町議会での議決を要します。

※管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて、指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

### 4. 指定管理者が行う管理の基準(管理条件)

#### (1) 利用時間及び開館日について

那賀町鷲敷野外活動センター条例の規定に従うこと。但し、事業計画書において利用期間及び利用時間の変更を提案し、承認された場合、変更することができます。

#### (2) 関係法令の遵守について

管理運営にあたっては次に掲げる法令等を遵守してください。

- ・地方自治法
- ・労働基準法ほか労働関係法規
- ・那賀町公の施設における指定管理者の手続等に関する条例及び同施行規則

- ・那賀町野外活動センター条例
- ・那賀町使用料条例
- ・那賀町個人情報保護条例及び同施行規則
- ・その他関係法令

(3) 施設の使用料等について

施設の使用料については町の定めた額とするが、事前に協議し、運営上やむを得ない場合は変更できるものとします。

(4) 費用負担について

- ・町が負担する費用

大規模な施設の補修及び改修に要する費用(天災や老朽化等、指定管理者及び施設利用者の責めに負わない修繕の経費は町が負担するものとします。)及びその他協定書等で定める費用

- ・受託者が負担する費用

小規模な維持修繕に要する費用(修繕額が1件につき、100千円に満たない場合)及び管理運営に要するすべての費用(人件費、光熱水費、消耗品など)

(5) 指定管理料について(那賀町議会3月定例会議での議決事項となります。)

那賀町驚敷野外活動センターの管理に要する経費として、指定管理料を支払うことができます。指定期間中、指定管理料の金額は、5,237千円(消費税を含む)を上限とし年度ごとに前年度の実績や運営状況等を参考に町と指定管理者が協議のうえ、定めるものとします。

指定管理料の支払いは、毎年度2回の分割払いとし、支払日等については町と指定管理者が協議して定めることとします。

(6) 事業報告について

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出するものとします。

- ・管理業務の実施及び利用の状況
- ・使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- ・管理にかかる経費の収支状況
- ・その他管理の実態を把握するために必要なものとして町長が定める事項

(7) 指定管理業務の再委託及び譲渡等の禁止について

指定管理者は、第三者に当業務を再委託し、又は請け負わせてはなりません。また、この契約による権利義務を第三者に譲渡してはなりません。

(8) 個人情報の取り扱いについて

指定管理者が管理業務を行うに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有する個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じるように努めてください。

(9) 損害賠償責任について

指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損傷または滅失したときは、生じた損害を町に賠償しなければなりません。但し、町長が特段の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができるものとします。

## 5. 応募資格

### (1) 応募資格について

- ① 法令等を遵守し、かつ施設の安全管理をすることができる法人、その他の団体。(個人での応募はできません。法人格の有無は問いません。)
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者
- ④ 那賀町が行う公共工事等の請負、物品の購入もしくは製造の請負等の入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者
- ⑤ 那賀町税、各種使用料等の支払いについて滞納がないこと
- ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成13年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- ⑦ 地元住民の雇用創出に努めること。

## 6. 申請の手続きについて

### (1) 募集要項

指定申請書などの必要な書類是那賀町教育委員会までお問い合わせください。

指定申請書等は、那賀町ホームページからもダウンロードできます。

### (2) 申請期間

令和4年2月4日(金)執務時間内までとします。

### (3) 申請場所

那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 那賀町教育委員会

### (4) 申請方法

持参または郵送(申込期間内必着)

### (5) 申請書類【正本1部、副本(写し)1部】

- ① 指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支計画書(様式第3号)
- ④ 指定の申請を行う団体の定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
- ⑤ 法人の登記簿謄本(全部事項証明書)、法人以外の団体にあつては会則等
- ⑥ 団体の経営状況を説明する書類(前事業年度の質借対照表及び損益計算書、法人以外の団体にあつては収支計算書等)
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

### (6) 留意事項

- ① 申請書は1団体につき1件までとします。
- ② 提出された書類に虚偽の記載があったとき、又は提出期限まで必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは失格とします。
- ③ 申請に当たって必要となる費用はすべて申請者の負担とします。

- ④ 指定管理者の指定について、3 月定例会議で議決が得られなかった場合においても、応募者が準備のため支出した費用については補償しません。

## 7. 指定管理者の決定について

指定管理者の選定については、以下の基準に基づいて審査を行います。審査委員会で指定管理候補者を選定した後、議会の議決を経て指定管理者を決定します。

### (1) 選定基準

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ その他町長等が別に定める事項

### (2) 那賀町指定管理者審査委員会(審査委員会)

指定管理者の選定は、審査委員会において行います。

### (3) 選定方法及び結果通知

指定管理者の選定方法は下記の要領で行います。

・一次審査(2 月上旬予定)

提出された書類を那賀町教育委員会で確認。

・二次審査(2 月 14～16 日あたりを想定)

審査委員会により、提出された書類及びプレゼンテーション(15 分程度)と質疑応答を実施し、各審査委員が採点を行い、合計点の最上位者を候補者として選定。

(結果は後日通知)

・指定管理者の決定、通知及び公表

指定管理者は、3 月定例会議での議決を得て最終決定となります。最終結果は、議決後、通知します。

## 8. 協定に関する事項について

町と指定管理者は、那賀町野外活動センターの管理に関する協定書を締結するものとします。

## 9. 問い合わせについて

〒771-5295 那賀町和食郷字南川 104 番地 1

那賀町役場教育委員会 担当: 蔭山 雅彦

電話 0884-62-1106

FAX 0884-62-1195

Eメール [kyoiku@naka.i-tokushima.jp](mailto:kyoiku@naka.i-tokushima.jp)